

第二節 明治維新期の出石藩

鳥羽・伏見の戦 藩主久利をとりまく出石の重臣たちの考えは、江戸にいた仙石銳雄とじと同じで、藩主の上京に幕軍潰走 ができる限り抑えようと図っていた。一方、京都出張中の家老や留守居たちは、このよう

な国もとの姿勢が不安でたまらないといったようである。

一八六七年（慶応三）二月二六日、参与役所から召し出しを受けて出石藩留守居渡辺新之丞が出向いたところ、参与橋本実梁から次の申し渡しを受けた。

先だつて上京の儀、仰せ達せられ候儀にてはこれあり候得ども、この節柄の儀、御用在らせられ候間、速に参着これあるべく、更に御沙汰候こと

上京を重ねて督促されたわけである。この日、豊岡藩も呼び出されていたという。このことを報じてきた書状の中で、中老伴斎宮（旧名四郎左衛門）は、「いまのところ、殿は風邪を召され、疝痛せんつう気味で歩行も困難遊ばされているので上京が遅れているが、少しでも快方に向かえば上京遊ばされる。いま少し猶予を賜わりたいと申し出てとりつくりしている」と書いている。しかし、十二月晦日みそか着の書状では、「有栖川家の者に内々聞いたところによると、かたときも早い上京が肝要、その機会を逃がされては相済まないことという。こ



写真 24 伏見稲荷(京都市)

のこと、おのおの方よく推察ください、一刻も早い御発駕となるようご尽力ください。こちらの事情は、とても書面などではいい尽くせません。稲垣源五兵衛を急使として帰しますから、この点もお含み下さい」と伴齋宮は国もの執政陣へ書き送ってきている。

これに促されて決定されたのであろう。それから二日後の一八六八年(慶応四)正月二日に、

かねて仰せ出だされ候御上京の儀、御不快中には候得共、押して来る五日御発駕遊ばされ候旨仰せ出だされ候、

と発表されている。ようやく、

重臣たちも意を決して上京に同意したというところであろう。そして、五日の朝五時過ぎに藩主は出石を出発した。その直後、前日の午前九時京都発の飛脚便が届いた。それには、出石藩警衛分担場所に出張中の岡部庫三郎ら三人が、三日の夜半に伏見稲荷辺りまで出向いて探索した際の模様が記されていた。それによると、「上京してくる幕軍に迎え撃つ薩摩藩兵が鳥羽方面で相対し、戦線をはさんで互いに砲撃しあっているが、模様眺めのようすで夜

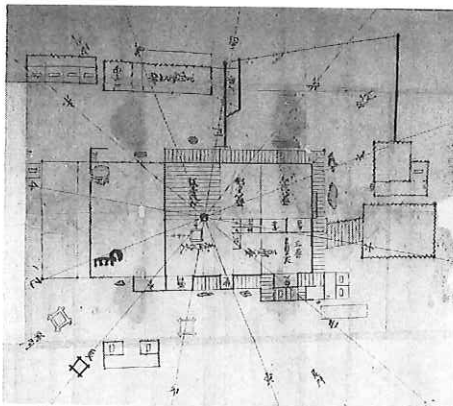


写真 25 本陣屋敷絵図(但東町 小山芳彦氏蔵)

明けを待っているように見受けられた」というのである。戦いは始まった。だが、勝敗はまだいずれとも分からない。この第一報を携えて用人服部弥五兵衛・西山平左衛門の二人が藩主のあとを追って出たのち、老仙石右馬介は騎馬で追いかけて、矢根村に小休止中の藩主のもとで落ち合った。久利は、「戦端開始の報を聞いた以上、なおさら上京を急がねばならない。たとえ模様眺めのため足踏みするとしても、自領を出た場所に宿泊する」と主張した。右馬介はじめ弥五兵衛・平左衛門は、藩主のこの意思を抑えるに懸命であった。ようやく、「余儀なき次第とくと申し上げ、御承知遊ばされ候て、今晚久畑村へ御止宿遊ばされ候事」となった。

「余儀なき次第」とは、おそらく徳川軍勝利の予想が濃厚な状況下にあること、このため朝廷の召命に應じる姿勢を鮮明にすることは、今しばらく慎重を期すが得策というところではなかったか。

確かに当時予想できる出動兵力の点で、出石藩では幕府軍の方がはるかに優勢と判断していたであろう。事実そのとおりであった。徳川慶喜の薩・長を名指しした「君側の奸を除く」という奏聞書を携えた在坂の幕臣・佐幕諸藩による討薩連合が、大坂を進発したのは一八六八年（慶応四）正月一日から二日にかけてであった。総勢一万五〇〇〇人、これを迎え撃つ討幕派薩・長兵力はその三分の一ぐらいであったからである。ところが、三日の夕刻から始まった鳥羽・伏見における戦闘で、徳川方の先頭部隊は一日のうちに突き崩され、これを見て淀・津藩が寝返り、六日には徳川方は総崩れとなって大坂城へ向け潰走した。

正月八日、藩主 その情報をいち早く藩主に伝えたのは桜井熊一（のちの勉）であった。
上京の途に就く 熊一は桜井一太郎の長男で、このころ伊勢国（三重県）津の儒者土井聳牙のもとにあって学

んでいたが、時代の急変に心わきたち、正月三日に聳牙のもとを辞して帰藩の途に就いた。そして翌四日、京都の藩邸に立ち寄ったときに開戦を聞いたのである。それから情報蒐集しゅうしゅうにつとめ、早駕籠はやかごに乗って帰国の途中、藩主が久畑村に滞陣中と聞き、そこへ駆け込み報告したのであった。ただその日時については正確には分からないが、『御用部屋日記』の記載内容からみて六日ではなかったかと思われる。

熊一の報告を聞いた藩主は、一刻も早い上京を考えた。そして、七日の朝にも発駕はつがすると命じた。これに対し、側用人やお供の者たちは必死に押し留めとどめにかかり、一応出石の執政陣と連絡がついたのちに出発を、と進言した。その使者となって久畑から帰ってきた本間九郎次郎が、出石に着いたのは七日の正午ごろであった。そして、かねて時宜出陣に備えて待機を命じていた者に加えて、京都警衛場所の交代要員として待機中の戦士も共に随従を命ずるといふ藩主の命令を伝えた。藩主はこれだけでは心もとなかったのか、桜井熊一に出京を急ぐ気持ちをしたためた直書を託し、執政陣へ重ねて出動命令を伝えている。熊一は午後五時ごろに出石へ着いている。

出動を命ぜられた戦士たちは、七日の夕方番頭服部弥五兵衛宅に勢揃いして出発、午後一〇時ごろ久畑に着いた。服部以下一五人であった。次いで、真夜中の一二時ごろには京都警衛場所交代要員の戦士長岡藤右衛門以下一人・足軽組・道中賄方（頼重方）らが出石を出発、明け方久畑に着いた。そのときにはすでに藩主は乗馬し、出発態勢は整っていた。

一行は八日の午前六時に久畑村を出発、その夜は生野（福知山市）に泊まり、九日は須知（京都府船井郡丹波町）に宿泊した。その進行順路は、山陰道鎮撫（鎮撫）総督西園寺公望の進行路とかち合うはずであったが、総督一



写真 26 園部城跡 (園部町)

行は、淀川戦線で敗走した小浜藩兵が豊島郡池田（大阪府池田市）を経て北上するのを篠山藩が助け、協力するという情報が入って急ぎ、九日に園部を発して福住（篠山町）へ回ったため、出会わずにすむことになった。

西園寺鎮撫総督 山陰道鎮撫総督西園寺公望の山陰道派遣作戦は、鳥羽・伏見戦夜半の軍議で決まったことへ従兵を派遣 であり、その目的は、もし官軍側にとって戦局が不利になったときには天皇を長州へお移しする道を確認するというもので、討幕派のかねてからの秘策を込めて敢行されたのであった。総督は正月五日の夕刻に京都を進発し、七日には園部へ着いた。このころには鳥羽・伏見戦争の大勢は決し、三丹鎮撫の見極めもほぼついてきていた。但し、園部宿陣中にいつとき緊張し、九日に急ぎ、征路を変更して篠山方面へ回ったことについては前述した。このとき、総督は隊の一部を割き、

伊藤四郎右衛門を隊長とする薩摩藩兵十数人から成る分遣隊を福知山へ派遣した。出石藩主一行がこの情報をつかんだのは九日のことであり、大久保（京都府船井郡瑞穂町）で昼食をとっているときであった。途中でかち合うことになるかもしれない、とそんな思いもあったからであろう。急ぎ探索かたがたそれとの接触のため、桜井熊一が先発を命ぜられた。熊一は檜山（瑞穂町）の辺りで分遣隊と出会った。ここは、山陰道（国道九号線）から綾部街道（国道一七三号線）が分かれる地点である。熊一は隊長伊藤四郎右衛門に会っているいろいろと尋ねた。伊藤はこれにこたえて情報を提供し、藩は早々に西園寺さまのもとへ使者を差し遣わされるがよろし



写真 27 「西園寺殿御供日記」(『但馬志料』第43巻・宗鏡寺蔵)

かるう、と勧めてくれた。藩主が小休止している場所まで引き返してこの旨報告した熊一は、その場で物頭岩市左衛門を付添役に、藩の使者として西園寺総督役所へ出向くことを命ぜられた。出発は翌日となる。藩主一行は、前述のようにその夜は須知に泊まった。この項は藩主に随行し、のちに西園寺総督の随行員となった亀井岩夫と樋口孫三郎の「御供日記」(『但馬史料』四三)をもとに叙述しているのであるが、当日記にはこの日分遣隊と遭遇したように書いていないから、分遣隊は檜山から綾部街道に入って福知山へ回ったものと思われる。

一〇日の朝は、探索のために西川富次郎が先発を命ぜられた。富次郎が園部城下に入ると、園部藩は早速富次郎に面会を求め、園部藩が西園寺総督の参謀黒田嘉右衛門(清隆)から預かっていた仙石讃岐守あての信書を手渡した。そして、貴藩に勤王の意志があるならば従兵を二手に分け、一手は福住へ出されるがよろしかろうと勧めた。信書の主旨は、「今日笹山御発向のところ、大坂落去の逆徒追々通行いたし来り候につき、福住御滞陣にて八方御手配最中に御座候間、幸い御藩人数も早速に福住へ御繰出し相成り候様これあり度し」(『御用部屋日記』)というものであった。

富次郎は、すぐさま引き返して水戸峠(丹波町・園部町境の観音峠)で小休止中の藩主に経過を報告し、信書

を手渡した。これによって、この日は亀山（亀岡市）に泊まる予定であったところを園部宿泊に変更し、旅程を半減した。そして、園部宿で福住へ派遣した桜井熊一の帰着を待ち、その報告に基づいて鎮撫総督への従兵派遣要請に応ずるか否かを決定することにした。

この時点まで、出石藩士の大半は佐幕意思であったことを思わせる史料が随所に表われてくる。たとえば、亀井岩夫の「御供日記」一〇日の項である。この日、水戸峠で休んでいると、園部の方から出石藩の者が早駕籠で駆けつけてきた。『御用部屋日記』の記事からみて、京都探索に派遣されていた麻見達左衛門である。その報告を聞いた亀井岩夫は、「幕府方勝軍には候得ども、京地へ近寄り候得ば恐れ入り候につき、全く正義だて、大坂城へ引き籠りまかりあり候ところ、幕府方弱しと見込み、いよいよもって戦争甚だしく相成り」、ついに大坂城は落城して幕府方は高野山に登った由、と記している。

また、その夜の決定でも、鎮撫総督のもとへ従兵として割かれることをいさぎよしとしない雰囲気が出石士たちの間にあったことを、亀井岩夫の手記はほのめかしている。桜井熊一も帰着して会議がはじまり、いよいよ鎮撫総督への派兵が決まった。ところが、戦士たちは藩主の護衛につきたいといって分遣を受け付けないので、目付役中村八郎兵衛が説得につとめた。そのうち、一同に藩主への面謁が令せられ、その席で藩主久利が直命をもって鎮撫総督への従軍を戦士らに納得させたという。

藩主久利は終始上京を急ぎ、勤王方に傾いている。これに対して重臣はじめ側近の者たちは佐幕感情が強く、勤王の意思表示を急ぐ藩主の言動を抑えるのにかかっている。年初以来の出石藩の動静は、こんな構図を思い起こさせる経過を示している。ここに桜井熊一が登場した。彼は、鳥羽・伏見戦争の現場近くの見聞

からいち早い見透しを肌で感得し、これを藩主に伝えたものと思われる。藩主は、我が意になつた見透しの持ち主の帰国を喜んだであろう。以後、勤王方との接衝の場には必ず熊一を用いる。それは、薩摩藩分遣隊との接触や福住への使いなどである。引き続き先駆の探索方をつとめさせている。

一〇日の夜、園部宿で西園寺鎮撫総督への派兵を決め、隊長には番頭の服部弥五兵衛を充てたのであるが、このとき桜井熊一は藩主に先立っての入京を命ぜられた。出石藩京都屋敷との連絡を図るためである。一日の夜藩主は京都近在で泊まる予定であったが、京都屋敷の役人たちが時節柄片時でも早い入京がよいと言ひ、桜井熊一にその進言を託して引き返させてきたので藩主は一日中に入京した。

鎮撫総督 藩主の随行から離れて鎮撫総督の従兵へと変わった出石藩士らは、番頭服部弥五兵衛を隊長に

随行記録 物頭岩市左衛門を副長格とし、戦士(侍)一六人、軽卒(足軽)一七人、中間一三人、これに使番・

賄役・医師の三人を加えた五人であった。彼らは、一八六八年(慶応四)正月一日の未明に園部を出発し、雪道の原山峠を越えて昼過ぎに福住へ到着した。そして、一二日は篠山、一三日には柏原という順に進んだ。

一三日、出石では鎮撫総督への御機嫌伺いとして、用人河合寛吾を遠坂表(現氷上町辺り)を指している(であろう)へ派遣した。ここで河合は、先陣として先行してきた黒田嘉右衛門に面会し、藩の意思を伝えると、黒田から本陣へ伺うようにとのていねいな挨拶があった。その心づもりをしていたところへ参謀黒田嘉右衛門からの急な命令が入った。「生野代官所の役人たちが逃亡するおそれがあるので、出石・豊岡藩中からも兵を差し向け、代官・手代その妻子どもも洩らさず召し捕れ。荷物を持ち去ろうとしていたなら、それも取り押さえよ。命令書を認めて^{した}いる余裕がないので、出石藩の一人が急使として帰り、この命令を申し伝えよ」

というものであった。

河合寛吾は、早駕籠^{かご}を仕立てて夜半に出石へ着いた。すぐに豊岡藩へも使いを送った。出石藩では、物頭一柳弥五作の足軽隊と戦士一人に出動を命じ、彼らは一四日の午前六時ごろに出石を出発した。生野接収のため、篠山から分遣された長州・薩摩藩兵の応援であった。

長州藩兵は黒川道から一三、四日に生野へ入り、そのまま和田山に出て久美浜へ向かった。また、薩摩藩兵は和田山から生野へ向かい、一四、五日に銀山町へ入った。そして、生野代官所を接収し、参謀書記折田要藏が官軍執事となってそこに生野役所を置いた。

一柳弥五作を隊長とする出石藩生野接収応援隊は、一四日の昼ごろ和田山で長州藩兵と会った。生野の接収が終わったことを知り、長州藩の隊長河村源右衛門に、「出石藩兵は八鹿辺りに潜んでいるかも知れぬ逃亡者の探索に向かってよいか」と伺いをたてたところ、「貴藩は、薩摩藩黒田嘉右衛門の指図によって出動してきたのであるからその指揮に従え」と言っておかわされた。黒田は山口村に旅宿をとっていた。そこへ行って内意を尋ねたところ、「もうよい」ということで出石藩兵は引き揚げた。生野の守衛は村岡山名家がつとめることになり、黒田の指揮によって一五日に山名家の銃隊五〇人と大砲隊が生野銀山町へ入った。

鎮撫総督は一四日には福知山に進み、一七日まで宿陣する。その間、一五日の午後四時ごろ随行の諸藩代表は本陣へ呼び出された。そして、西園寺総督の下向について、藩主在国の藩は藩主の請書を、藩主が留守の藩は一門家老連印の請書を提出するよう命ぜられた。出石藩は服部弥五兵衛が本陣に出頭し、出石への使いは岡部平馬がつとめた。折り返し河合寛吾・仙石右馬介・乗竹弼・仙石伊織（織人）連印の請書を仙石右馬

介が携えて一七日の午後四時ごろ福知山に到着し、鎮撫使本陣へ提出した。

総督は、一八日の午前六時に雪がしきりに降る中を福知山広小路から川舟に乗って出発し、由良川を下って藤津（京都府舞鶴市）に上陸した。その夜から二〇日まで田辺（舞鶴市）に宿陣し、二一日には宮津へ進み、二五日までここに宿陣した。宮津宿陣中、出石では鎮撫使一行の通過に備えて大いに気を配っている。しかし、樋口孫三郎の「御供日記」によると、二三日の時点で、本陣では「出石へ回^やることは取り止め」と決めたという。

また、この期間中に従兵の大幅な減少が図られた。二三日に本陣から従兵している各藩へ達しが回った。

一、各藩家老役人の者、上下五人ずつ随行すること

一、三丹各藩の従兵は、定めの外残らず、ひとまず国もとへ差し返す

というものであった。

これを受けた出石藩では、二四日に以後の従者の人名を指示してきた。番頭服部弥五兵衛・使番中西久兵衛・賄役樋口孫三郎・宿割西沢幸太夫・服部弥五兵衛僕梅吉の五人であった。戦士全員と足軽の大半は京都出張、残りは出石へ帰国を命ぜられた。「御供日記」の筆者亀井岩夫（戦士）はここで日記を閉じている。樋口孫三郎の日記は以後も続く。

総督は、二六日に峰山、二七日には久美浜を経て午後四時ごろ豊岡に着陣する。二八日は出石で接待できなかった代わりにということで、出石藩が江原（日高町）での昼食供応を申し出て受け入れられ、この日賄役樋口孫三郎は江原で腕を振るっている。その夜は八鹿に宿陣し、二九日は終日大雨の中を進んで午後四時過

ぎに村岡へ着いた。ここで総督の三丹巡行は終わった。しかし、前日の大雨によって和田村の入江橋が流失し、明くる二月一、二日は村岡に足留めとなる。

二月三日は快晴のもと春木峠を越えて正午ごろ湯村に着き宿陣となる。四日は岩井温泉（鳥取県岩美郡岩井町）に泊まり、五日には鳥取城下に入って一九日までの半月間ここに滞在する。大仕事を終えて一休みといったあんばいである。

このちの巡行は出雲大社参詣さんけいの旅といつてよい。米子に三日間滞在し、松江に着いたのは二月二十八日であった。そして、三日後の三月一日に大社参詣の途につく。但し、身内の死亡による忌服期間中の者（たとえば実父母の場合、忌は六〇日、服は一三か月）は参詣を禁ずると令せられ、その者たちは安来で一行の帰りを待つことになった。樋口孫三郎もその一人であった。総督一行は三月五日に安来へ帰着し、七日にここをたつ。帰りは中国山中の勝山・津山などを経て三月一三日に姫路へ着いた。一九日には大坂に着き、二六日に大坂を発してその夜は伏見泊まりとなる。二七日には出石藩主久利も伏見稲荷のところまで出迎えに出た。午後二時ごろ総督は京都の自宅に帰着した。

京都出陣は全藩士 西園寺鎮撫ちんぶ総督が三丹巡行中の一八六八年（慶応四）二月三日、京都二条城の太政官所かのおよそ三分の一 出石藩留守居に呼び出しがあり、渡辺新之丞が出頭したところ、次の沙汰書が手渡された。

仙石讚岐守

但馬国旧代官宮崎達次郎・横田新之丞これまでの支配地、ならびに生野銀山等、御領と相成り候につき、

当分その藩へ取締り仰せつけられ候、万端取調べ早速太政官へ申出ずべく候事

但馬内の旧久美浜・生野兩代官支配地が出石藩預かり地となった。京都出張中の中老伴斎宮は、このことを国もとへ知らせた書状の中で、「誠に恐つて御儀」と喜び、藩主も「大慶あそばされ、在京の面々

かつ高野出の向々(出石藩警衛分担箇所下鴨口出石藩屯所高野村詰め者たち)に至るまで御屋敷へ御呼び出しに相成り、いずれも御目見え仰せつけられ(中略)右お祝いとして御酒一同へ成し下され」という喜びようを伝えてきている。

しかし、これはぬか喜びであった。

西園寺鎮撫総督は二月四日但馬を去るに当たり、官軍執事の折田年秀に、「但馬取締執事、生野代官支配地委任」を、また小笠原美濃之介に「丹州久美浜元代官支配委任」をそれぞれ命じたからである。旧代官所支配地に二人の支配者が任命されたわけである。総督本営は出石藩などの当分支配にさっそく反対を申し入れた。そして、結局は政府が譲歩し、九日に出石藩は前の達しは西園寺総督が帰京するまで差し控えるとの令達を受けた。

このころ、畿内・近国をはじめとする諸侯は、新政府の率兵入京の命に応じて次々に入京していた。二月中には大半が京都へ参集していたという。豊岡藩は藩兵が一月一四日に、藩主京極高厚は二月四日に入京し



写真 28 太政官よりの沙汰書(『御用部屋日記』慶応4年2月4日条)

表 1 出石藩兵人数 1868年(慶応4)2月

当時滞在地	家老 士歩	銃 足	卒 軽	計
京都屋敷に滞在	68人		56人	124人
高野村屯所に滞在	28		32	60
出石残留	112		108	220
西園寺公随兵	3		—	3
計	211		196	407
ほかに	仙石政固随兵(足軽を含め)			70
	江戸屋敷に滞在(早々引き揚げ予定)			30

た。出石藩は比較的早い入京であった。その随兵の数はどのくらいであったか。『御用部屋日記』二月一日(二四日京都発)の記事にそれが載っている。この資料は、新政府の命により調査して報告したものである。このうち、政府に命ぜられるかも知れない出兵に備えて、その数になるべく少なくなるように少な目に報告したと記してある。表1にまとめたその人数を見ると、京都へ出陣していたのは全藩兵のおよそ三分の一であったことが分かる。但し、出石藩は京都警衛に従事したのみで東征軍には加わらなかった。この兵士たちの出石への引き揚げが許されるのは、翌年の二月三日のことである。

出石藩主の率兵入京が比較的早かったのは、桜井熊一の藩主への情報提供が早かったことが影響していると考えられよう。このこともあってか、このうちの桜井熊一の昇進は著しい。

まず貢士に選任された。

貢士とは、藩の輿論よろんを代表して新政府の機関へ答申する者で、その人選と罷免は藩主の意思に任されていた。いわば封建的代議制度の構成分子である。出石藩でははじめその選任にとまどい、藩主了解のもとに三月六日、弁事役所へ「国論にも相代わるべき」人物は見当たらないのでいかがしたものか、と問い合わせた。これに「なお穿鑿せんさくを遂げ、差し出すべし」との付け札がついて返された。そして、三月二九日になって桜井熊一が選ばれ決定したのである。

兵制改革

先に掲示した藩士数の表の中に、「仙石政固随兵」

と記した項がある。このころ政固は帰国途中であつ

たからである。政固は前年末の二月二三日に江戸で結婚式を挙げ、二八日には帰国の途につき、二月二日に出石へ到着する。

藩主も間もなく帰国する。それは、江戸開城の翌々日の四月一日に、在京諸侯で供奉・議定職・参与などの服務がなく、既に誓約の済んでいるものたちに対して、兵は留めて自らは帰藩し、民政の改革と軍備の充実にとめるようにとの達しが出たからである。久利は早く入京し、誓約も終わっていたからであろうか、この達しが出た翌日の一四日には帰藩を許されている。そして、四月二三日に出石へ到着した。柏原をはじめ豊岡・篠山・安志などが帰藩を許されるのは翌月の閏四月一九日であった。

藩主久利が出石へ帰着する二日前の四月二一日、世子政固は藩士全員を大書院へ集めて藩制の改革令を発令した。「朝政御一新ニ付、各藩も国政之旧弊一洗、門閥素餐之惰風を改革し、国地更張致し候儀」との仰せ出だしに出石藩もこたえるためである。しかし、このときは殿中すなわち御用部屋が扱う政務に関して、国事局・文武局・会計局の三局に分けるとの原則を示しただけで、委細は追々仰せ出だされると令していた。具体的改革は兵制であった。



写真 29 仙石政固、藩制の改革令を発令
 (『御用部屋日記』慶応4年4月21日条)

第1章 幕末・維新期の出石

表 2 最初の兵制改革時の部隊名と指揮者 1868年(慶応4)4月21日

	隊名	人数	隊長
士 隊	凌 ^{りょう} 霄 ^{せう} 隊	20 ^人	注1 杉原三郎兵衛 岡部鉄五郎 長岡藤右衛門 河合寛吾
	干城 ^{かんじょう} 隊	20	
	貫日 ^{くわんにち} 隊	20	
	回天 ^{くわいてん} 隊	20	
			注2 (副司) 堀半兵衛 井上長兵衛 瀬戸郡兵衛 熊谷与一
徒士隊	赤心隊	17	(槍・劍相用5)
	義鍊隊	13	
足軽隊	至誠隊	21	注3 (物頭) 一柳弥五作 金沢多之助 植松左太夫 倉品斐夫 岩市左衛門
	天機隊	21	
	修義隊	21	
	精忠隊	21	
	芳烈隊	21	
予備隊			(副司) 太田彦太夫

- 注 1. 士隊は年寄クラスの者に一組ずつ預けられていたから、年寄クラスの者たちを隊長とみなした。
 2. 副司を実際の隊長とみなしてよからう。
 3. 物頭は足軽隊を率いる侍である。

それまでの兵制は、身分により馬廻組・小姓組・徒士組・足軽組の四階級に分けて隊が編成されていた。うち馬廻組と小姓組が侍の子弟で構成され、目付以上の子弟は馬廻組、それ以下は小姓組に編入されるのが大方の慣例であった。この区分が両組に緊張関係を醸成し、しばしば問題が起こっていた。その解消をねらう意図も込められていたのであろう。このたびの改革で両組は統合され、改めて混成による四隊に編成されたのである。徒士組は二隊に、足軽組は五隊に編成され、隊にはそれぞれ隊名が付けられた。その一覧は表2にまとめた。

このときの改革では、制度としては兵士の部隊編成に前述のような変更がみられた程度で、ほかは主として藩政務の手続きの変更や綱紀の肅正を令するものであった。藩独自の改革といった色彩の濃い段階のものである。しかし、九月になって年号を明治と改元し、天皇の東京行幸を断行して新政府が徳川

幕府に代わる中央政権であることの權威を内外に示してから、新政府による藩政への介入がいっそう具体化してくる。

藩治職制に基

そのはじめは、一八六八年（明治元）一〇月二八日公布の「藩治職制」である。従来ま

づく藩政改革

ちであった諸藩の制度は、これによって画一化された。その主旨は、家老などの重職に代

えて執政・参政を置き、執政・参政には門閥にかかわらず有為の才幹を登用し、なるべく公選によること、また執政・参政の中から藩論の代表者として公議人を選ぶこと、更に藩王家の内事を掌る家知事（のち家令）を置くことなどであった。

出石藩ではこれに基づいて職制をつくり、一月二三日に公表した。まず施治組織と兵隊組織の二つに大きく分けた。更に施治組織は藩事・会計・文武の三局に分け、それぞれの長に執政、これを補佐するものとして参政を置いた。この三局分置は、四月改革のときに予告していた方針の具体化である。次いで藩事局には郡市知事（旧職名郡奉行・町奉行）・監察（伺目付）、会計局には会計知事（同勘定奉行）・営繕知事（同普請奉行）、文武局には武庫知事（同旗奉行にはほ相当）・周旋方（相当旧職名は不詳、外使との接衝、藩外部の探索などが役割、翌年からは藩事局に属する）・軍籍方（旧職名は不詳、隊員名簿管理）などを置いた。

兵隊組織は最高位に大長官、次ぐ地位に両翼司官、この下に土隊・徒隊・軽卒隊を従属させた。このとき土隊は凌霄隊（りやうとう）三八人、回天隊（くわてん）一人の二隊に統合し、徒隊は赤心隊一隊に、軽卒隊も至誠隊（しじやう）四五人の二隊に統合している。

就任者は、執政・大長官に旧年寄クラス、参政・両翼司官・土隊司令官に旧用人クラス、以下は（ ）内

に記した旧職名クラスの者たちを充てている。同時に就任していない者たちも執政クラスの者は執政に、参政クラスの者は参政の地位に位置づけ、藩士全員の相当職種を記した名簿が作成されている。但し、その名簿には、当時その職に就任していない者たちについては勤仕並本席・本席・席に分類して頭注が付してあり、現任者でないことを明らかにしている。執政・参政を例にその記載ぶりを提示しよう。但し、()内は参考のために筆者が『諸士略家譜』から抜き出して記載したもので、当時の家禄高である。無記載は不明であることを表わす。

執政

勤仕並本席 仙石伊織 (六五〇石)

藩事 荒木頼母 (四七〇石)

勤仕並本席 仙石右馬介 (一五〇石)

勤仕並本席 早川庄兵衛 (八五石)

文武 伴 齋宮 (一七〇石)

勤仕並本席 堀 丹宮 (一八〇石)

會計 岡部長左衛門 (一八五石)

勤仕並本席 竹村十学 (五〇俵五人扶持)
父丹解は二五〇石

藩事 金沢次太夫 (一二〇石)

本席 杉原三郎兵衛 (一八五石)

参政

本席 長岡藤右衛門 (一三〇石)

勤仕並本席 河野市郎左衛門 ()

文武 服部弥五兵衛 (一五〇石)

會計 西山平左衛門 (一五〇石)

本席 河合寛吾 (一二〇石)

本席 岡部鉄五郎 (一五〇石)

本席 荒木助左衛門 ()

本席 谷津助太夫 (一三〇石)

藩事 堀田反爾 (二〇〇石)

藩事 一柳弥五作 (二八〇石)

そして、官等が六段階に分け

られ、第一等には執政・公議人・

参政、第二等には徒隊司令官・

郡市知事・会計知事・卒隊司令

官などが含まれている。士隊司

令官には本席の参政が就任する

ことになっていたので、士隊司

令官は第一等に属すとみてよい。

以上のように、藩士全員の相

当役職名簿が作成されていると

いうことは、家格によって就任

役職が定まっていた維新以前の

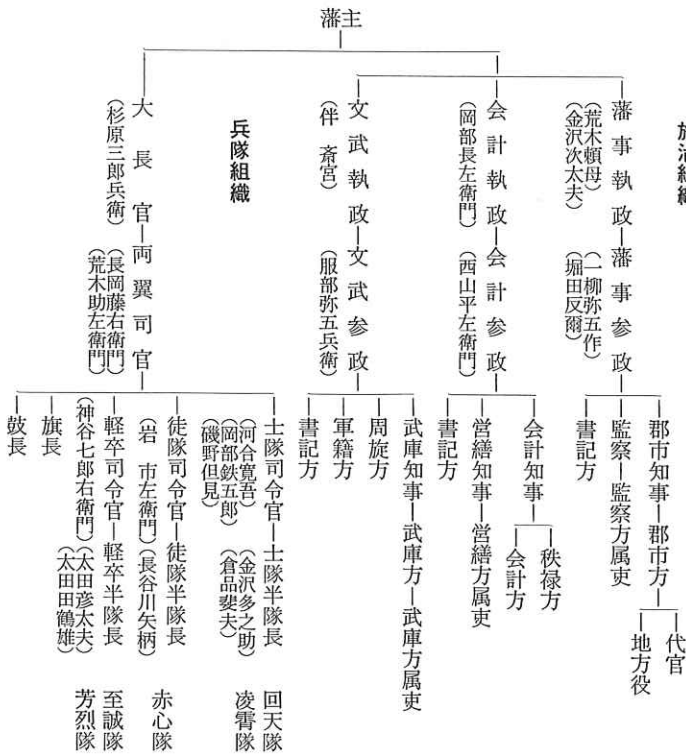
慣行を新職制への切り換えに当

たっても貫いているといえよう。

それぞれが、執政家格の家、参

本席 磯野但見 (二三〇石)

表 3 1868年(明治元)11月藩治組織表



政治家の家、あるいは郡市知事家格の家などとランク付けされ、家によって就任できる職種を予め定めたと理解できる。そこには、門閥にかかわらず有為の才幹を登用するという原則はまだ十分開花していないことを知る。これが翌年の改革では大きく変わる。それについては後に述べよう。

公議人には谷津助大夫、家知事には旧側用人であった者たちが任ぜられた。家知事の官等は第三等、公用人・弘道館講師・監察などと同等である。

なお、このときに定まった藩治組織とおもな役職就任者名の一覧を表3にまとめておく。

議事機関 以上の組織の役職名は、翌一八六九年（明治二）正月一六日に呼称変更される。知事をやめて司

設立 とした。郡市知事は郡市司、会計知事は会計司などである。官等も一部手直しされ、第一等は執政、第二等が公議人・参政とされたから、以下一等級ずつ繰り下げられて第七等までとなった。

以上の変更は、政府発令の藩治職制の例にならっている。次いで政府は、二月五日に議事の制を立てることを諸藩・府県へ令達した。出石藩では二月一四日、藩士一同へこの令を公表し、議事職人事を発令した。

(一)内はのちに改称した名である。

議長 荒木頼母(均)・金沢次大夫(誠)

副議長 堀田反爾

上議員 佐久間正之丞(由豆流)・嶋村謙甫(衡平)・西山岡右衛門(碧)・小川悦太郎

下議員 出石郡口赤花村橋本八兵衛 気多郡祢布村 丈右衛門

美含郡轟村 細田平四郎 出石宵田町 池田吉太夫

養父郡夏梅村 鎌田助三郎 出石河原町 寺嶋忠右衛門

出石郡口小野村岡崎彦右衛門

員外議事 土岐基之介(瑞穂)・依田量平・岡部庫次郎

三種類の議員のうち、上議員は藩治律法(法律)全般について議し、下議員は農・工・商に関する件を議する。また、員外議事は「一藩の衆議に代り、おおよそ非常の大事、および二等以上(執政・公議人・参政の選挙を議する」とあり、以上がそれぞれの職責であった。議長・副議長・上議員・員外議事の任命月日は、改正藩治職制公表より二日前の二月一二日であった。下議員の選出は遅れる。二月晦日みそかにその命令が発せられた。「出石町方から二人、五つの大庄屋管轄範囲ごとからは一人ずつを、その範囲内の村方では百姓代・組頭以上、町方では行事・組頭以上の者の投票によって決せよ」というものであった。そして、前記の者が選ばれ四月一〇日に任命されたのであった。

議治職の形式は整えられたものの、旧筆頭家老に当たる荒木頼母が藩事執政と議長を兼任する構成からみて、とくに機能を発揮することを期待して設立されたものではなく、新政府に命じられたから形式を整えたまでのものとみることができよう。藩権力を立法・行政・司法の三権分立とする理念に基づいて藩治職制は作成されているから、議治職の新設が命ぜられたのであった。しかし、藩ではまだ前記のような対応しかできないのが実情であった。司法担当に相当する守治職設置に至っては、もっと消極的である。その職責に属する法制司・監察司(旧目付に相当)・捕鞠司ほきく(現在の警察に相当)は、施治職の藩事務局に付属させることに決している。そして、法制司は監察司に吸収のかたちをとっている。以上の結果、施治職三局に所属する分司に変

更が生じているので、新しい所属分司を列記しておく。

藩事局 郡市司・周旋司・監察司・捕鞫司

文武局 文醫司(弘道館講師)・武校司・武教司(武芸諸師範)・武庫司・軍籍司

会計局 会計司・營繕司・秩禄司

これらの職に就く者の人選であるが、このときの組織改造を機にはじめて投票が導入される。二月九日に荒木頼母は、執政当職・参政当職・郡市司・会計司・文教司・監察司・公用人・議事の以上の職に就いてゐる者を除いた中から、役職に就くにふさわしいと思う人物を三人以上五人まで選んで列記し、二月一日の午前一〇時まで大書院へ提出せよと令している。その結果を示しているのであるか、改造組織発足後に若干の人事異動がある。しかし、本格的選挙による選出は一〇月まで待たねばならない。

版籍奉還と 一八六九年(明治二)正月二三日には、薩・長・土・肥四藩の版籍奉還の上表がなされた。引

出石藩財政 き統いて諸藩も奉還を上表する。出石藩は二月一七日に上表した。

寿永以来武臣擅権名義素乱(求めて乱す)、土地人民に至る迄私に授受致し来り候処、今般王政復旧候に於いては、御制度御一定あらせらるべき義(後以下同)につき、薩・長・土・肥四藩を始め、版籍返上の向きもこれある趣、微臣に於ても志願一般に御座候間、版籍返上仕り候、此段御執奏御差(指)図なし下されたく義乞奉り候以上(『仙石家譜』)

この日、藩士一同に対してもこの旨公表した。その席において藩主久利は、「先般来世子政固に政治向きを委任すると申し付けたが、再三辞退してきた。しかし、私はおおいおい老年なので強いて承諾させ、今般名



写真 30 出石藩、版籍奉還を上表する
 (『仙石家譜』明治2年2月17日条)

先に願ひ出していた版籍奉還は、六月二〇日に聴許され、その四日後の二四日に久利は出石藩知事に任ぜられた。これに伴い、政府から支配地総高・貢米収納総高・藩士数・領内人口戸数などの調査報告を命ぜられた。その報告に基づいて作成した出石藩財政総括表(表4)を見れば、藩主たちが版籍奉還にそれほど大きな抵抗を示さなかった理由がおおよそ推測できよう。この表から出石藩財政赤字の額を推計する

代として政固を東京へ派遣する」と宣言した。政固は二月末に上京し、三月四日には越前守従五位下に叙せられる。天皇は再度東京へ向かって三月七日に発駕、政固はそれには従わず、三月二三日に京都を発して東京へ向かった。そして、四月二日に学校権判事に任ぜられた。次いで七月公布の職員令に基づき八月八日に大学大丞だいていに任ぜられ、一月二三日には大学少監へと昇進した。大学校は、旧昌平学校を中心として七月八日に設立され、開成・医学両校を分局としていた。大学校はこれらを総称し、別当が長となつてその管理と国史編纂へんさん並びに藩県の教育行政を管掌した。別当の下に大監一人、次ぐ地位に少監一人が位置した。

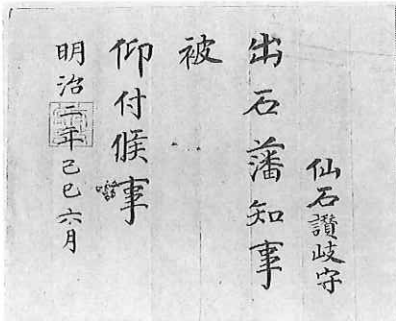


写真 31 仙石讚岐守久利、藩知事に任ぜられる

第1章 幕末・維新期の出石

表4 出石藩財政総括表

石合
表高 30,000.000
実質高 32,000.644

(歳入)		(歳出)	
1864年(元治元)~1868年(明治元)5か年間平均貢租収納高		費目	高
種別	高		石合
正租	米	大庄屋・庄屋・肝煎給米	170.160
	大豆	井堰料	77.861
		褒美・仁恤・難波人心付	862.788
	計	往還・川普請・飛脚人足賃	1,279.357
雑租	米	諸郡出役者賄料	26.546
	大豆	注1 神倉米・菩提所寄付など	12.807
	計	計	2,429.519
	金	扶持米給与	町名主6人 23.400 京阪近国用達178人 585.000 儒者林利一扶持方 4.000
合計	米・大豆	計	612.400
	金	藩士給米(侍以下小頭末々まで)	8,455.003
借金	当時融通物	合計	11,496.922
	同上利息	注2 公廩1か年分	52,654両2步3朱
	年賦物口々	藩主ならびに家族諸入用	822貫930匁5分
	計		

史料 『御用部屋日記』1869年(明治2)7月21日。

注1. 神倉米は、飢饉、年軍糧確保のため神社倉庫に貯えおくことを命じた穀物。

2. 諸役所・武庫方入費、京都入費、藩主東京行き道中金、東京差立金など。

ために、換算値を提示しておく。米の値段は飢饉年であった一八六九年(明治二)の例は避け、その前年の小物成石代値段を採用する。すなわち、一石が銭八〇貫文、大豆はそれと同値段とみならず、銭相場は銭一〇貫文が金一兩とする(『御用部屋日記』明治二年七月二八日)。

すると米一石は金八兩に相当することになる。

以上の数値を用いて、正租・雑租の収納米・大豆から、大庄屋・庄屋給米以下藩士給米までの米

穀石高を差し引き、金に換算して米穀分の収入黒字高をみると、三万七四七五三歩三朱となる。これに雑租の金を加えると、三万八八八八両二歩三朱である。この分が公廩分・藩主家族入費に充てられるのであるが、それは決して十分でないことが一目して分かるであろう。藩主並びにその家族の生活費を金に換算（銀一〇〇匁金一両、『御用部屋日記』慶応四年五月二十九日「銀札一匁を丁錢百文にて通用の事」を例に推定）して、公廩分・藩主家族入費を合計すると、六万八八三両三歩三朱となる。これから先の収入黒字高分を差し引くと、二万一九九五両一步となり、米に換算すると二七五〇石余りである。出石藩財政は、恒常的に年々これだけの不足を生じる体質であったわけである。

その解消策のうち、最もてっとり早い方法が上げ米であった。現代流に言えば給料カットである。大変動の一八六八年（慶応四）明治元も出費がかさみ、閏四月から翌年三月までの一年間にわたって上げ米が実施された。惣侍から医師までは五割借り上げ、小役人は三割借り上げ、小頭以下の足軽・中間らは借り上げなしというものであった。ときに、以上のような深刻な生活苦を強いる方法をとらねばならなかったほどの財政事情の結果が、積もり積もった二〇万両余りの借金であった。表4「出石藩財政総括表」の借金の項のうち、「当時融通物」とあるのは当時流通中の藩札高であると思われるが、一四万両余りもある。出石藩にとって、藩札も含めたこれほどの額の借金返済はほとんど不可能といってよい。このことは、前掲の財政総括表を見れば明らかである。

大・少参事 一八六九年（明治二）一月には、藩治組織がまた大きく変わる。改正職員令が公布されたか体制発足 体である。職員令は七月八日、政府官制を神祇官と太政官に分け、太政官のもとに六省を置



写真 32 職員令 (『御用部屋日記』明治2年10月11日条)

く二官六省の制布告のときに公布された。そのときの職員令では、藩治については守・介・椽・目・史生を置くようになっていた。ところが一〇月になって、「職員令并相当表少々相替り、更ニ御渡しニ相成ニ付」といって東京から送ってきた職員令(『御用部屋日記』一〇月一日記載)によると、藩には知事一人、その下に正・権大参事、正・権少参事を置くように変わっている。実はこのような変更は、政府では早くに決まっていたのであろう。政府行政官は七月付けで各藩へ正・権大参事、正・権少参事を選し、一〇月までに報告するよう命じている。この命令に基づき、出石藩では八月一七日に三局四等以上(執政・公議人・参政・郡市

司・会計司・公用人・弘道館講師・監察・家知事)と員外議事の者たちに對し、大参事・権大参事・少参事・権少参事各一人ずつを選び、封書にして来る一九日の午前八時、議事局に出座の知藩事のもとへ直接提出するように命じた。

その投票を参考に知藩事久利が人選し、新政府へ報告、一〇月に正・権大参事は政府の宣下によって任命された。大参事に荒木均(旧名頼母)、権大参事に金沢誠(同次太夫・堀田反爾・麻見義修(同達左衛門)が任ぜられた。これは、『御用部屋日記』一〇月一四日の項に記載されている。また、同日、知藩事の任命によって長岡鎮(藤右衛門)が少参事に、桜井熊一が権少参事に任ぜられたことも記している。なお、桜井熊一は文校少参事兼務のまま一二月二三日には権

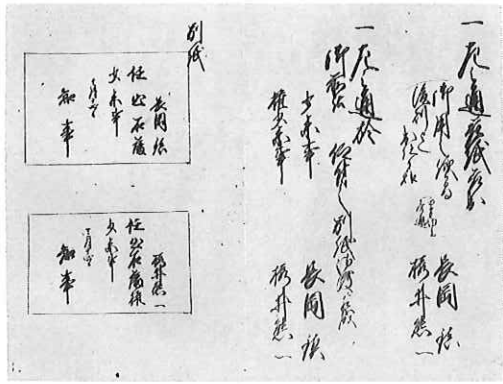


写真 33 桜井熊一、権少参事に任ぜられる
 (『御用部屋日記』明治2年10月14日条)

大参事に任ぜられた。

長岡・桜井を除いた他の少参事並びに大属、兵隊の分長・嚮導きようどうらはすべて選挙によって決められた。

一二月九日、郡市(司民)・会計(司計)・刑法(司法)・兵務(司兵)・文校・武校の少参事と公用人について、「右に任ぜられるべき人物公選仰せ付けられ候間、才力洞察の上、見込の廉かどきつと相認したため、印章相加え明十日七時(午後四時)までに持参まかり出さべく候、もっとも建白の人物によりては反覆御詰問まがこれあるべく候間、この旨かねて相心得罷り在るべく候こと、ただし見込これ無き者は差し出し候に及ばず候」と藩士一同へ公示された。

翌日の一八六九年(明治二)一二月一〇日は、出石藩治にとっては一つの画期を示す日となった。それは、「藩治今日より改革致し候につき、大・少参事のほか一同とどこおり無く官位相免じ候、給禄の儀は追て申し付くべき旨、御直おんじきに仰せ出だされ候」と、先に任命された四人の正・権大参事とは別の旧藩制下の役職者はずべて免職となり、改革藩制の人事体制がこの日発足することとなったからである。

少参事の開票は知藩事、大・小参事列座のもとに行なわれた。長岡少参事が入札(投票用紙)を受け取って回り、札数を取り調べたうえ荒木大参事へ提出、大参事は知藩事がこれを確認できるように準備するといっ

たぐあいである。開票結果について、たとえば司民局少参事の場合を見ると、

当主二十ノ三十五
子弟十五

小川悦太郎

当主 三

西山 碧

当主 二

太田嘉代志

同断

佐久間由豆流

と表示され、同日付けで小川悦太郎ほか五人の少参事が任命された。同様の手続を経て、一二月一四日に大属、一五日には兵隊の分長・嚮導・押伍・裨官の任命が行なわれた。但し、一四日付けで任命された兵隊の総管・小長・半長は公選にはよっていない。

新発足の人事体制をまとめて表5に掲示する。

改革の度ごとに 七月末に出石藩は、「大参事・権大参事はこれまでの執政に当て、少参事・権少参事はこ階層秩序色減衰 れまでの参政に相当すると考えてよろしいか」という伺いを政府へたてた。「然るべき事」が返事であった。執政は旧藩時代の年寄(家老職)に相当する。そこで、旧藩時代の家老職に相当する地位の名称が制度上、年寄↓執政↓正・権大参事へと変化するにつれて、それに就く人の顔ぶれがどのように変わったかをみておきたいと思う。

一八一六年(文化一三)二月当時の年寄たちの名と()にその家禄高を挙げる。

仙石左京(一五〇〇石)

荒木主殿(一七〇〇石)

仙石造酒(一二〇〇石)

土岐東市(二〇〇石 勤役中三五〇石)

第2節 明治維新期の出石藩

改革の藩治組織表

					藩治庁	
					大参事	権大参事
					荒木頼母 (四七〇五)	金沢誠 (二〇〇五)
					公議人 麻見義修 (六二五)	堀田反爾 (二〇〇五)
					桜井熊一	土岐新
事局)	(司法局)	(司兵局)	(司計局)	(司民局)	長岡鎮 (三〇〇五) <th>少参事</th>	少参事
兼一等議員 岡部 蒼生雄 庫次郎	兼権少参事 谷野 遠	西山 碧	嶋村 衡平	小川 悦太郎	山崎 麓	大属
		兼長 岡井 駿太郎 孝太郎		草川 源右衛門	本間 果	少属
	早稲垣幾大	小出多賀志	田中耕作	関口角右衛門 亀井 午太郎	白田蒼生比古 真野 勇夫 河野 十萬喜 浅井 小八郎	
		依田 武太郎	井上 藤平 砂治 算			権少属

表5 1869年(明治2)12月

兵			
総管 河合寛吾 参謀 竹村次郎右衛門 旗長 長谷川 矢柄 兼 <small>し</small> 輜長 野崎 蒼生雄			
隊			
(卒至誠隊)	(卒芳烈隊)	(下士赤心隊)	(上士回天隊)
植松左武郎	本間 暢	佐久間由豆流	磯野但見
小出 乾	中嶋 直	駒井波門	岡木津盛
谷野 孝	堀田 亘	井上華造	増田守外
上原彦之進	大 <small>裨官</small> 石 遊 岐 彦 敢	本間 湊	服部 簡
		伴 求	岡部律蔵
			岡部律蔵

(武 校)	(文 校)	(議 兼)
権少参事 谷野 遠	兼 桜井熊一	兼 山崎 麓
馬術 大石 濤甫 劍術 西川 富次郎 分教 長岡 孝太郎	計学 竹村次郎右衛門 書岡 部 庫次郎 儀曰 田 蒼生比古 分教 岡部 庫次郎	清水 潔 躬
太田 繁之進		

岡部長左衛門（三五〇石） 竹村十学（二五〇石 勤役中三〇〇石）

酒勾清兵衛（三五〇石） 堀新九郎（二三〇石 役高不明）

このように、すべてが家禄二〇〇石以上の者たちである。ところが、このうち三回にも及ぶお家騒動（天保六・四年、文久二年）と一八三五年（天保〇）の減知とによって、高禄者は断絶または大きく禄を削られるなどして多くが姿を消した。一八六九年（明治二）当時、最高の禄高者は仙石造酒の孫伊織で六五〇石であった。したがって、同年一月に発足した執政・参政体制の執政クラスに名を連ねているのは、家禄の大きさからみれば以前の用人あるいは郡奉行クラスにまで下っていることが分かる（五九ページ参照）。しかし、前にも述べたように、この執参体制には依然として旧藩時代の階層秩序が敢然と貫いていることを知る。けれども、その翌年の一二月に発足した正・権大参事体制になれば、この原則が大きく揺らいでいることが読み取れる。大参事に荒木均、権大参事に金沢誠がいることを除けばほかはがらりと顔ぶれが変わってくる。権大参事となった堀田反爾は家禄一〇〇石で前は参政、麻見義修は家禄六二石で執参体制のときには会計知事（旧勘定奉行相当）であった。遅れて権大参事に任ぜられた桜井熊一は家禄一〇〇石を拝する弘道館講師であった。階層秩序解消の色彩をいっそう鮮明にするのが、「藩制」布告後の一八七〇年（明治三）一〇月八日に発令された人事である。大参事荒木頼母は免ぜられて兵隊組織の総監となり、大参事には堀田反爾と桜井熊一が昇格して権大参事はなくなる。このため金沢誠と麻見義修が少参事に降格、次いで前の少参事が大属に、大属であった者が小属へと降格する。

新政府が九月一〇日に布告した藩制は、新政府の諸藩に対する統制力を強化する重大な改革であった。

先の「藩治職制」の執政・参政にかえて、知事のほか正・権の大参事・少参事・大属・少属及び史生・序掌・使部の藩庁職員を置くこと、版籍奉還に際して定められた現石高の一〇分の一を知藩事の家禄とすることを改めて確認、現石高から知藩事の家禄を除いた残高の一〇分の一を陸海軍費に充て、その半額は海軍費として政府に上納し、他の半額は陸軍費として藩兵の費用に充てること、そして、陸海軍費を除いた残りの一〇分の九をもって公廩費及び藩士の家禄に充てることなどを規定した。

このほか、一〇月から翌年の九月までを会計年度として歳入出明細書を提出すること、藩債の弁済年限のめどをたてて分賦償却すること、藩造紙幣（藩札）兌換の方法をたてること、士族・卒のほか藩士に等級を設けてはならないこと、公議人の呼称を廃し正・権大参事のうち一人が集議院の議員となること、知藩事の参集は三年に一度とすることなどを指示した。

出石藩の場合、正・権大参事体制への切り替えは、藩制布告よりほぼ一か年早い一八六九年（明治二）一二月であったことは前に述べた。この件に関する政府の指導は早くからあり、政固が大学少監として政府部内の情報を入手しやすい立場にあったことなどによるものであろう。そして、藩制布告に際してその趣旨を体し、門閥的階層制廃止の指向をいっそう鮮明にした人事を進めたものと思われる。

禄制改革は、この方向を給禄面から推し進めたものである。

版籍奉還聴許に際し、政府は各知藩事の家禄を藩実収額の一〇分の一とすると共に、藩士の俸禄についても「適宜改革」すべきことと指令した。政府は、「藩治禄制かねて平禄に御定め遊ばされ候御心算」であった（『御用部屋日記』明治二年一二月二五日）。家禄はできるだけ平準化せよ、というのが政府の指導であったの

表6 改正禄制と職俸 1869年(明治2)12月改正

士族・卒禄等		文官職俸		注6武官職俸	
従前家禄	改正現石	役	職 俸	役	職 俸
150石以上	20石	大 参 事	20石		石
100 "	18	権大参事	19		
70 "	16	少 参 事	15	総 管	15
50 "	14	権少参事	14	参 謀	10
30 "	13	大 属	10	少 長	12
30石以下	10	権 大 属	9	半 長	6
注1局卒管事	6	公 議 人	19	分 長	2
注2隊 卒	5	公 用 人	14	注5押 伍	1.5
注3下 卒	4	注4一等議員	5	旗 長	2

- 注 1. ほかに隊卒管事・雑卒管事等がある。管事とは旧小役人ないし小頭類を指すのではないか。
 2. 旧足輕を指すと思われる。
 3. 旧中間を指すと思われる。
 4. 議員は三等議員までであった。
 5. のちに伍長と呼称が改められる。
 6. 旧藩時代に職俸がなかった階層へも与えられることになった。たとえば、旧馬廻・小姓組の上士は1石、旧足輕の隊卒は5斗であった。

だ。この意向に沿って、一八六九年二月二五日に改正禄等(旧家禄)・職俸が発令された。表6にそのおもなものを集録した。

禄等(旧家禄)は旧藩時代に比べて非常に平準化してきた。旧家禄一五〇石以上の者たちは、一律に現石支給額を二〇石とされたのであるから、三分の一以下に減ったことになる(家禄高の四割が現石支給率であったから、一五〇石の場合は六〇石であった)。旧家禄は大きく削減され、解消の方向へ一歩踏み込んだのであった。一方、職俸が整備され、就く職務によって給禄に差が生じる仕組みとなった。したがって、なかには禄等による支給高と職俸を合わせると、旧家禄時代の現石支給高よりは多くなる者があつたかもしれない。しかし、職俸の増加分よりは旧家禄の減少分の方が大きかったとみられるから、全支給高は減つたものと思われる。

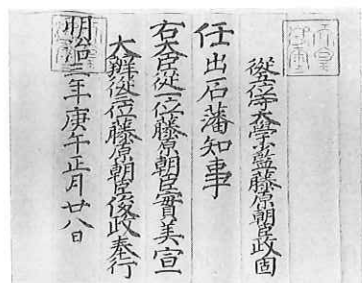


写真 34 仙石越前守政固，藩知事に任ぜられる

村岡藩でも、旧家禄一〇〇石以上は一律に一六石を新現石支給高に、八〇石以上は一四石というように禄制改革を行なっている。「損上益下」の累進的削禄、これが明治初年の禄制改革における各藩共通の原則であったのである。のちの秩禄処分の際の秩禄公債は、このときの現石(旧家禄相当)を基礎に算定されたから、上層武士ほど思いの残る禄制改革となったであろう。

荒木家・仙石 一八七〇年(明治三)正月二七日に仙石久利は、願いが聞き届けられて隠居、同日政固が出主計家の消息 石藩知事に任ぜられた。久利は隠居直前の正月一五日、先に帰参を許していた山田熊太郎

(山田八左衛門^忠)・原敏郎・沢井登ら、相次ぐお家騒動によって、あるいはそのおおりの受けて出石藩を追放された者、またその子たち九人に面謁を許し、以後郷土を称させた。沢井登とは、仙石左兵衛(仙石左京の弟)の息子である。

左京の末弟である土岐茂左衛門も渡辺姓に変えさせられて逼塞^{ひつそく}しているが、幕末に至って息子が藩庁に登用され、明治期にも活躍した。公用人渡辺新、のちの土岐久則である。

荒木家では、玄蕃恒邦が一八四一年(天保二)に再度の絶家処分を受け、一人息子信太郎に繋ぎ扶持^{つなぐぶち}二〇人扶持が給されていた。一八四三年(天保一四)に第二次仙石騒動が発覚し、酒匂清兵衛が切腹させられたと(天保一四)に第二次仙石騒動が発覚し、酒匂清兵衛が切腹させられたときに絶家処分は解かれた。それは、玄蕃が左京政治の復活には飽くまで抵抗する姿勢を崩さなかったからである。しかし、自らの不行跡は許さ

れず、家督三〇〇石は一人息子の信太郎へ与えられた。その後、仙石家の後見人である豊後国岡藩主中川久昭から派遣されてきた長塩監藏の指揮によって知行取りらの禄が一律に半減させられたとき、荒木家は一五〇石とされた。この年、すなわち一八四四年（弘化元）一月二五日に信太郎は一五歳の若さで死んだ。当然絶家となる場所であったが、特別のはからいで娘に賀養子を迎えることを許された。そして、三年後に播州三日月藩森佐渡守家中から迎えられたのが荒木頼母恒立である。頼母は、一八五二年（嘉永五）に村替え成功の賞揚企画として取り上げられた禄の復活が図られたとき、加恩と家中一律の復活率とが重なって五〇〇石とされた。一八六二年（文久二）一月、堀新九郎が切腹に追い込まれたとき、三〇石の減知と謹慎の処分を受けた。同年五月八日、玄蕃が京都で死んだ。頼母は、既に述べてきたように出石藩の筆頭家老として幕末・維新时期に活躍した人物であるが、一八七〇年（明治三）閏一〇月二三日に死亡した。

出石町民の間で、「西仙石」と言い習わされてきた仙石主計家は、現在観光施設の一つとなっている家老屋敷のかつての当主であった。仙石騒動後、同家は仙石家臣団の中核家として尊重され、第七代当主仙石織人久親が一八三九年（天保一〇）に家督を相続したときの家禄は三五〇石であったが、一八四一年（天保二）には一一〇〇石に加恩された。しかし、第二次仙石騒動後の知行取り一律家禄半減措置によって五五〇石となった。村替え成功後の復禄時に、加恩と重ねて八〇〇石とされた。だが、堀新九郎の失脚時に一〇〇石の減知と年寄罷免の処分を受け、次いで年寄復帰後の一八六四年（元治元）三月には、多田弥太郎の暗殺に加担した科かが問われて五〇石を減知され、再び年寄罷免の処分を受けた。結局同家の家禄は六五〇石となり、織人は一八六七年（慶応三）一〇月に年寄へ復帰するが、維新後は藩政の前面に出ることはなかった。長男環たまきは

若くして死亡したらしく、次男富雄が同家を相続した。

「東仙石」と称されたのは、仙石織人の叔父仙石右馬助久延の家系である。仙石主計家が内町にあり、右馬助家は田結庄町にあったところから、この呼称が起こった。久延は、第二次仙石騒動後に甥おやの仙石織人久親の後見人として年寄筆頭に任ぜられ、一八四五年（弘化二）一月に新知一五〇石を給せられて一家を興した。彼には子供がなく、久親の妹を養女にし、これに丹後峰山藩士高木彦左衛門の二男を婿に迎えて家督を譲った。この第二代当主が右馬介久誠である。年寄となって戊辰戦ぼしん当時活躍したことについては前述した。

仙石騒動につ

いての回想　出石には、「三家老、五執政」と呼び習わされていた家があったという。五執政がいろいろの家であったかは確認できなかったが、三家老ははっきりしていた。それは、仙石式部家

（左京の家系）と仙石主計家それに荒木家の三家である。このうち、仙石主計家と荒木家の仙石騒動後の動静について概観してみた。後遺症ともいうべき波乱が依然尾を引いていることが読み取れよう。仙石騒動のそもその発端は、仙石左京の改革路線強行に主計家・荒木家の当主がついて行けず、足の引っ張り合いとなつたことにある。そして、中傷合戦となり幕府の餌食えじきとされてしまった。その左京について、幕府裁許によって定着させられてしまった評価とは異なる評価を、回想録に残した者のあつたことをここに記しておこう。それは、一八一八年（文政元）生まれの河合寛吾長孝である。長孝は、はじめ通称を与市といった。六歳のとき久利のお伽衆にのぼり、翌年久利が藩主家の養子と決まって江戸へ下つた際、父庄左衛門（元禄高二〇石、中老、第二次仙石騒動に連座して二〇〇石減知）に伴われてその供をした。一八四三年（天保一四）に家督一二〇石を相続、幕末期には用人役となり、一八六九年（明治二）には兵隊総管に任ぜられた人物である。彼は、

「長孝実伝」と題して自らの一代記二巻を残した。その第二巻の末尾に長孝実伝付録として回想録を付した。一八九二年（明治二五）、七五歳のときの執筆である。その中に次のような記事がある。

仙石左京一件、翁が覚へ居候条々ヲ認^{したた}メ置、翁考へ、仙石左京ハ御大老上席ニシテ千五百石ノ家老ナリ、其性酒ヲ少シモ不^レ呑、且ハ神仏ニ心ヲ寄セテ日々神ヲ拝^はスルコト長シ、兄弟親類ニ厚クシテ平日儉約ヨロシキ人ナリ、或ハ主人ヲコロシテ吾^わが子ヲ大名ニスルナトノコトヲ述テ、悪ルキ事申立ル、同シ家中ニテ河野瀬平・神谷転公儀ニ申上候へ共、其各ノ横シマノ心ヨリ出^いテタルコトト思フナリ（中略）信恭院（政美）様ヲ毒殺シタナト申説有^{これ}之^レ下、翁か七歳ノ正月何日ニ、政次郎様ト御鈴口ヨリ御病氣ノ御見舞ニ出候事有^レ之、其節錦画ヲ翁ハ頂戴致候、君公ハ筆^の頂戴物有^レ之、四月ハ御出府年ナリ、

この思い出を記した当時、世は挙げて「左京は悪逆非道の悪玉」と評していたであろう。そのときに、世上の風評とは真反対の左京像を藩主の側近く仕えていた者は語っていたのである。

これに対して一方には、仙石左京を悪しざまに言挙げした荒木玄蕃恒那の日常生活の不道德性をあらわにする史料が残っている。

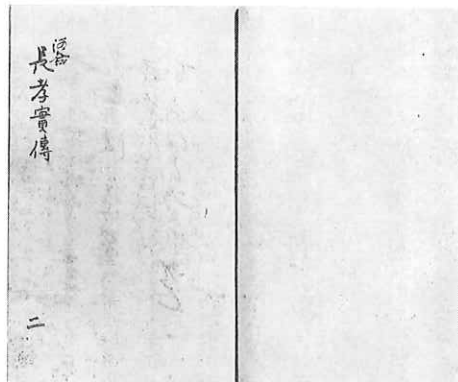


写真 35 「長孝実伝 2」（『但馬志料』第38巻・宗鏡寺蔵）

藩主久利は、一八四一年（天保二）九月、荒木玄蕃に対して再度の糾問状を突きつけた。先の糾問状においては、「その元、加判の列（年寄）に帰役後、行跡その意を得ざる義多端相聞き候に付、尋ね及び候処、不肖の身分にて取はからい不行き届き趣相認め」て差し出したが、改めて「不行跡の義は不行き届きと申すものにはこれなく候」、「返答の趣意われらより相尋ね候趣意と齟誤致し候廉々これあり候につき、なおまた相尋ね候」次第となったのである。

糾問状は六か条から成っていた。その第一条は、

天真院様（久道）御不徳に相成り候義認め込み候書面を、当家為筋を存じ認め候と申義不審の事に候、既に三右衛門（草川）より重き役家へ右書面差し出し他方へも相願れ候、右にても為筋に相成候て君臣の礼儀相立ち候哉、つまびらかに返答これあるべく候、

久道が不徳になることを認めた書面というのは、玄蕃が一八三五年（天保六）正月二六日の入牢申し付けられる日までに、この日を覚悟して自宅に認め置いた書面である。「先年天真院様へ上書仕り候趣意恐れながら申し上げ奉り候」と頭書きしてはじめた長文の書き置きである。その中の一条に次のようなくだりがある。早川保輔義、左京格外の懇意仕り、信恭院（政美）様御病中取はからい甚だ合点参らず、左京、彼へ相頼み候義もこれあるやに風説これあり、

左京は、江戸詰め勘定奉行早川保輔に頼んで政美を毒殺したかのようにいっている。この書面は、一八三五年八月ごろ寺社奉行脇坂安薫が情報収集のために出石へ派遣してきた脇坂家の者へ、草川三右衛門が手渡したという。脇坂はこの書面に盛られた条々の証言を非常に喜び、公裁の席で玄蕃を褒めそやし、「千七百

石が惜しうない」とまでいったという（『東門日乗』）。

藩主久利は、玄蕃が書き置きを残してそれを脇坂家の手の者へ渡した行為に触れ、「お家の為筋になったことと思うか」と詰問したのであった。これに対して玄蕃は、「右書面を他方へ相顕し候心得はござなく、いささかの書き付けにても御為筋にも相成るべく候よう、時節はよろしく頼み置き候、取はからい不行き届きの段は恐れ入り奉り候」と答えている。久利は、玄蕃らの方こそお家を窮地に陥れた張本人とみていたといえよう。だからこそ玄蕃を罷免したのちに酒匂清兵衛を督励し、積極的に左京路線を復活させたのであった。久利は玄蕃の返答に満足せず、九月一七日には玄蕃に家禄没収を申し渡し、息子信太郎に繋ぎ扶持を給すると令した。草川三右衛門に対しては、その前年の一二月三日に追放を命じている。

玄蕃がこのような憂き目に遭わないようにと、かねてから心配し、諫書を残して一八三七年（天保八）二月に荒木家を出奔した者がいる。家従の米木龍次定固である。旦那様の「御評判よろしからず候、このうえ万端お慎み遊ばされ、万民帰伏仕り候様遊ばされ候御事」と前置きし、一六か条に及ぶ諫言をしたためている。その中には、「平井源八郎やきぬ乳母など、旦那様が艱難に遭われていたとき、よく荒木家を守ってきた古くからの従者を大切にして下さい。今のようにこの者たちを疎略に扱ひ、最近入ってきた者を寵愛されるようでは家が治まりません」といっている条もある。しかし、この諫言にもさして耳を傾けなかったのである。玄蕃はついに再び絶家処分を受けたのであった。

弘道館、文校と 出石藩は学校制度の整備・拡充にも着手した。

武校に分かれる 藩校弘道館の改制令を発したのは、一八六九年（明治二）三月三日である。弘道館文学の部

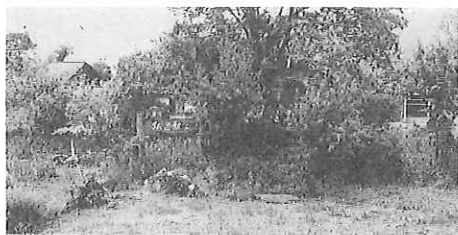


写真 36 弘道館跡地

を文校、武術の部を武校と称してそれぞれを独立させ、改則を発令した。両校共に藩士の子弟のみを入学させることにおいては旧制時代と変わらない。入退学年齢も実質的には変わっていない。入学は一〇歳、退校は二五歳を過ぎるまでは許されない。但し、劇職に就いた場合と多病の者はこの限りにあらずというものであった。教科も儒学を主とし、ほかに洋学・儀学・書学・計学などを履習することは以前と同じであった。

変わったことの一つは、修学等級の呼び名である。以前は学書生・念書生などの呼名であったものを、数字呼称で表わすようにしたことである。等級は以前と同じく大きく二つの段階に分かれていた。諸生段階と諸長段階である。両者共内部は更に五段階に分かれていて、一〇歳で入学したものは諸生段階の五等生となる。一等生まで進むと次は諸長段階の五等長に入る。一等長が最高段階である。

そして、五等長は五等生を教え、四等長は四等生の修学を指導するというように、諸長段階の生徒は同等の諸生段階の生徒を教えながら学ぶという仕組みが採用されていた。

いま一つ変わりようの目立つのは、課業開始の時刻である。以前は五ツ(午前八時)に登校を促す板木が鳴らされ、五ツ三步(午前八時半)までに出揃えばよいことになっていた。ところが、改則では「卯(午前六時)を以て上校、午(正午)を以て退校」というように、非常に早い登校時刻である。間違ではないかと思いつながら学規を更に読み進むと、「一等長以下五等長までは、一朝(一日の午前中)を二に分け、卯より巳(午前一〇時)までは専学読書を学び、巳より午までは洋学・儀学・

書学・計学に分かれて学ぶ」という記述に遭うので、卯の課業開始時刻は間違ではない。

教育にかける意気込みのなみなみではなかったことが読み取れよう。堀田反爾・桜井熊一が大参事にまで進み、島村衡平は少参事にと、藩内で儒者として名のおっている者がこぞって要職に就いたその時勢が、このような意気込みを導き出したのであろう。

武校は昼八ツ(午後二時)に始まり、夕七ツ半(午後五時)に終わることになっていた。つまり、午前中は文校で学び、午後は武校に通うようにされていたのであった。入学は義務づけられており、「藩士十五歳ニシテ校ニ入ルベシ、三十六歳ニ至ラザレバ校ヲ退クコトヲ許サズ、然レドモ劇職多病ナル者ハ此限ニアラズ」と学規に規定されている。

教科内容は旧制時代と大きく異なっている。旧制時代は剣術・槍術そうじゆつなどが主で、師範宅の道場に通って修業する場合が多かった。改制では、一月を二つに分け、はじめ二〇日間は練兵・演砲、但し晴天の日は練練、雨天の日は銃砲射撃訓練・兵書の読書、後の一〇日間を槍・劍の修得に充てるとされた。練兵が主になってきたのだ。等級段階は文校の場合と全く同じで、諸長段階の者が諸生段階の者を指導する仕組みも同じであった。

女学校設立

一八七〇年(明治三)正月二七日には、女学上校・女学下校の設立が発令された。設立の趣旨は、「藩政御一新ニつき、淫乱いんらん御嚴禁仰せ出だされ候えども、淫乱のもととは多分、冶容やうよう誨淫いゐん(容をなまめかし、淫を教ふる)より相生じ候儀に候間、淫本防遏いんほんぼうあつのため女学校御取立て相成り、女子ども御教化遊ばされ候思し召しに候」というものであった。

上校は心光院(宗鏡寺町)を仮学校とし、八歳以上一四歳までの女子を入校させた。午前七時より一〇時までは心得方・読書を学び、一一時から煮炊き(調理)・縫い紡ぎ(裁縫)を学んだ。昼食は生徒たちが稽古として調理したものを食することになっていた。女学上校掟の第一条に、「君と親とのめぐみを思ひ、身分を津つしみ、言葉かすをすくなくすべき事」と規定されている。また、教科については、「やすみのひまには琴のひきかた、びすとをる(ピストル)のうちかたをならふべき事」との但し書きがついている。このような但し書きから、上校は藩士の娘たちを対象に設けられたものであろう。

女学下校は勝福寺(宗鏡寺塔頭)を仮学校に設立された。入学年齢が一〇歳以上と二歳繰り上がっていること、ピストルの撃ち方は習わないこと、この二つを除けばほかは上校とすべて同じであった。下校設置については、「市中江」と頭書きされているから、下校は町人の娘の入校を意図して設立されたものであろう。

開校は両校共に正月二二日であった。上校の教授には小川少参事の母、助教には鳥居楯の母、下校の教授には服部善左衛門の母、助教には内海五郎の母が任命された。教師の給与は藩が支給した。上校教授が米二石(市郷校開設後は三石)、助教が一石五斗(同二石五斗)、下校教授が一石五斗、助教が一石であった。両校の管轄は文校にゆだねられた。

同年閏一〇月三日から、仮女学下校は旧願成寺へ、仮女学上校は旧正眼寺(両寺とも宗鏡寺塔頭)へそれぞれ移り、名称も仮がなくなつて女学校と命名された。

市校・郷校 一八七〇年(明治三)、小学校の設立についても準備が進められた。前年八月の第三回三丹執政

校設立 会議(但馬・丹波・丹後二三藩県執政らの会議)において、「小学校取建の事」が議せられた。それ



写真 37 善光寺 (安良区)

東市校は一二月五日より開校した。

郷校は郡部で大庄屋管轄区域ごとに一校ずつ設置された。出石郡山之中は久畑村光蓮寺、同郡下郷は安良村善光寺、気多郡は江原村立光寺、養父郡は大屋谷の中村福王寺、美含郡は竹野村興長寺を校舎に用いた。

入校は八歳、一五歳を過ぎると退校する。授業は午前七時に始まり、一〇時までは読書・書学を修め、一〇時から一二時までは算学を修める。但し、希望の者は師弟申し合わせにより、午後も修業するは勝手である。また、郷校は五月の農繁期には期間をみはからって休業し、冬・春の農閑期に希望の者に限り願いによって寄宿修業を許可する。学期は年二学期制とし、第一学期は正月二〇日～七月一日、第二学期は七月二〇日～十二月一〇日とする。学級は大舎生・中舎生・少舎生の三段階、教師は授読師・授書師・授算師の三種を任ずる。以上が基本の管理規定であった。

教科課程は表7に一覧として掲示した。素読は大学・中庸・論語・孟子の四書と歴史書が中心である。素

は、先行的試行が合意されたことに基づくものである。そして、この年も終わりに近い一月二七日に、市校・郷校の設立が発令された。

市校は出石町内を二学区に分けて設置された。一校は八木町・本町・宵田町以東を学区に旧尊重院(本高寺東隣)に置かれ、東市校と称した。他の一校は田結庄町以西を学区に真覚寺(田結庄町)を校舎とし、西市校と称した。

読とは句読を切ることに重点をお
 きながら、一字一句を正確に読む
 ことである。書学とは書道のこと
 算学とは現代の呼称で表わせば算
 数である。教科課程表を一見すれ
 ば漢学塾弘道館文学の部、すなわ
 ち文校の矮少版の感じを受ける。
 次に掲げる教師の顔ぶれを見れば、
 いっそうこの感を深くしよう。村
 名を付した者は農民であって他は
 藩士たちである。

授読師兼授書師

磯野但見・中

村八郎兵衛・

岡木順吉・水

原九郎兵衛・

林鼎一・竹野

村新太郎

表7 市・郷学課程表

	大舎生		中舎生		少舎生		郷校寄宿生 午後課業
	市校	郷校	市校	郷校	市校	郷校	
素 読	神皇正統記 国史略 但馬考 十八史略 元明史略 清三朝事略 西洋事情	神皇正統記 国史略 但馬考 十八史略 元明史略 清三朝事略 西洋事情	大和小学 日本歳時記 論語 孟子 小学 神輿図識	大和小学 日本歳時記 論語 孟子 小学 神輿図識	大統歌 孝經 大庸 三字 童子 実語 商売往来 世界国尽	孝經 大庸 三字 童子 実語 農人往来 世界国尽	農業全書 農家貫行 田畵年中行事 門田栄自得 農業備要 農家花曆 西農学
書 学	消息往来 千字文	消息往来 千字文 世話千字文	皇号 本邦国郡 本邦年号 万国都府	皇号 本邦国郡 本邦年号 万国都府	五十字母 九々 数十 十偏	五十字母 九々 数十 十偏	
算 学	方天 程元	開平方 開立方 程方	求差 開平方	異乘同 除積分 積分	寄七算 引キ算 八算一 見乘同除	寄七算 引キ算 八算一 見乘同除	

授算師 井上藤平・岡本甚太夫・多田金四郎・秋山幾三・栗尾村初三郎・鳥居村善右衛門

授書師兼授算師 鈴木直砥

授読師 轟村細田平四郎

書学大寮長 岡部鉄五郎

数学少寮長 熊谷与市

けれども、市校の最も大きなねらいは管理規定の第一条に「専ラ商業筋ヲ講究シ、蓄財興産ノ心掛ケ專要トナス事」とあるように、商人の育成にあった。また、郷校は「専ラ農業筋ヲ講究シ、蓄財興産ノ心掛ケ專要ノコト」とあるように、農業知識を身につけたすぐれた農民の育成にあった。これがどれほどの実を挙げたのかについては史料不足のため不明である。

教師たちは一校に二人ずつ配属され、一学期ごとに配置替えされることになっていた。但し、大寮長・少寮長は藩庁にあって指導の任に当たった。職俸は年に米二石ずつを藩庁から支給された。翌年の三月から、学校に居住して教える者には四石ずつ、通勤の者へは二石五斗ずつに改訂される。

市・郷校の発足に伴い、藩内の寺子屋は閉鎖されたようである。本町史第一巻七一五ページの表96に、出石町柳町にあった臼田蒼生比古の寺子屋は一八七二年(明治五)に廃止されたとなっているが、同人は一八七一年三月に市校の教官に任用されている。伊豆村上野玄嶺の寺子屋だけが残り、一八七四年(明治七)まで続いたのであろう。

廃藩後の一八七一年(明治四)一〇月三日に市校は文校へ、女学下校は女学上校へ統合され、次いで一一月

二七日には、文校・女学校・郷校は「当分閉校のこと」と命ぜられる。この期に事実上廃校となった。

村・町役人 次いで村役人・町役人の組織改革に着手した。旧村役人は郡中吏職、旧町役人は市中吏職との組織改革 呼び、一八七〇年(明治三)一月二七日、次に掲げた職階を発令した。

郡中吏職

大郷正・少郷正 惣郡にかかわる事務、旧大庄屋に当たる。

大里正・少里正 一村にかかわる事務、旧庄屋に当たる。

市中吏職

大市正・少市正 惣町にかかわる事務、旧大庄屋に当たる。

大坊正・少坊正 一町にかかわる事務、旧名主・庄屋に当たる。

吏職の呼称について、一二月三日に正の字は長に改めると令されるので、以下本書では長に統一する。

一月二七日に大・少郷長、大・少市長、一二月二四日に大・少里長、大・少坊長が発令される。その一覽は表8・9にまとめた。郡中吏職の場合、大郷長は任ぜられていない。少郷長が旧大庄屋の職務を執行する。旧制においては、大庄屋のもとに取締庄屋があつて、三・四か村の大庄屋職務を分担し補助していた。新制ではこの職務は少郷長補助が行なうことになった。旧制取締庄屋は居村の庄屋を兼ねていた。新制でも少郷長補助は居村の施治権限を付せられている。すなわち、大里長兼務である。そして、その下に居村の少里長が任ぜられていたから、少郷長補助職務は旧制の取締庄屋時代より明確になったといえよう。少郷長↓大里長(少郷長補助)↓少里長のこの治政組織は、のちの戸長↓受理戸長↓用掛り(旧庄屋)の姿に反映する。

第2節 明治維新期の出石藩

表8 出石藩郡中吏職名簿

少郷長 国村又右衛門 (山之中口組・米地四か村)
 // 岡崎彦左衛門 (下郷両組)

村名	少里長	大里長	大里長兼 少郷長補助	村名	少里長	大里長	大里長兼 少郷長補助	
鳥居	弥八郎	藤五郎	片岡喜八郎	奥野	丈三郎	柳寿平	宇野又右衛門	
尾崎	長平			市場	庄平			
森井	源八			三宅	藤五郎			
中谷	儀七			森尾	竹治			
丸谷	四郎			立石	藤次郎			
大谷	甚五郎			香住	不明			
三ツ木	彦太郎			上野	友五郎			
片間	六五郎	藤左 小八郎		桐野	佐衛			福富 太郎左衛門
伊豆	武衛			水嶋六兵衛	日野辺			
福居	甚四郎			寺坂				清水九右衛門
嶋	八郎次		水石	喜平				
宮内	徳次	田辺 忠左衛門	畑	不明				
坪井	治郎		鍛冶屋	五郎				
袴座	文衛		上村	三郎	横山某			
口小野	治郎		奥山	元治郎				
奥小野	与平		中村	彦三郎	安田与三太夫			
下鉢山	久三郎	西村助太夫	下村	小十郎				
上鉢山	茂平		長砂	喜平次				
安良	源七		弘原町分	青田町 定次郎				
田多地	藤五郎		水上	甚次郎	* 芦田仁右衛門 福富門造			
細見	六郎次		谷山分	* 新町 次衛				
荒木	藤治	千野保三郎	出石町分	* 米屋 六三郎				
福見	治平		寺町分	* 出町 文七		* 尾木義十郎		
暮坂	藤九郎							

備考 1. 大里長兼少郷長補助以上は1870年(明治3)11月27日発令。

2. 大里長・少里長は1870年12月24日発令。

3. *は他の役との兼任者を表わす。

4. 不明は史料虫食いのため判読不明を表わす。

旧制の組頭・百姓代に当たる吏職は任命されず、このときを期に村方三役は姿を消した。市中吏職においては、郡中吏職ほど旧制との対比を明確にとらえることはできない。出石は町でありながら町域内に多くの田地があつて農村の性格をも兼ね備えていることから、治政組織にもこの特徴が表われている。それは、郡部支配の組織である大庄屋制と、町方支配組織である名主制とが併立して適用されていたことである。新制ではこれが大・少市長制のもとに町方支配組織に統一されたから、以前よりはすっきりとしたかたちになった。

少坊長は旧制の庄屋に当たる職であるが、それを設置する町数を旧制時代よりも増やし、二人区も多く設定したから人数がはるかに増えていることが目立つ。

以上に挙げた吏職のうち、藩から給与を支給されたのは次の職であった。これによって郡中と市中の吏職地位の対比が理解できよう。

- 五石 大郷長・大市長
- 三石 少郷長・少市長

表 9 出石藩市中吏職名簿

大市長 池田澹治
 少市長 橋本庫左衛門
 " *河村又三郎

町名	少坊長	大坊長
八木	嶋屋助左	長谷要藏
魚屋	茜屋美佐	大橋又十郎
田結	紺屋平四郎	} 福富平造
小人	角造	
小本	米屋芳造	福富品造
宵田	油屋十次郎	} 橋本茂兵衛
鑄物師	釜屋小平	
裏町	糺屋富作	芦田久左衛門
材木	油屋直一	} *河村又三郎
松枝	軒	
七東	金先佐五郎	} *尾木義十郎
寺町		
川原	油屋治郎平	寺嶋忠左衛門
新出	*新町 次衛 *出町 文七	

備考 *は他の役との兼任者を表わす。

三斗(但し、百石に付き) 大里長

二石五斗(但し、百軒に付き) 大坊長

戸長・副 ところが、戸籍法(明治四年四月四日公布)施行に備えて出石藩では、一八七一年(明治四)七月

戸長任命 二二日に戸長・副戸長を任命した。表10にその一覧を掲示した。

先に発令した大・少郷長、大・少市長、大・少里長、大・少坊長らは、一般行政事務担当の吏職である。

新設の戸長・副戸長は、これとは別の組織で戸籍編成実務だけを任とする吏職である。但し、出石の町の場合、大・少市長の三人が三区に分けた区の戸長をそれぞれ兼任している。村部では、少郷長と大里長兼少郷長補助の中の半数ばかりの者が戸長に選ばれている。しばらく両者は併立するわけであるが、域内の管轄区域の大きさにおいて、戸長制の区域の方が少郷長補助管轄区域よりも平均化していることもあってか、廃藩置県、豊岡県新設ののちには戸長制の方が生かされてくることになる。その経過についても少し触れておこう。

廃藩置県は一八七一年(明治四)七月一四日に断行されるのであるが、出石藩士たちへ出石藩を廃し出石県を設置するとの詔書が公表されるのは、戸長・副戸長の任命があった翌日の七月二三日であった。次いで一月一〇日には、出石県等を廃し豊岡県を置くとの達しが公表される。その豊岡県になって後の一八七二年五月に、豊岡県は大郷長を区長、中郷長を副区長と称するように令するが、このとき「ただし、これまで戸長相勤候者、いずれも区長たるべきこと」と命ぜられる。表10に挙げられている戸長はすべて区長となる。それから一か月余り後の六月七日に施行された大区・小区制において、一八七一年発令の戸長は役割を終えたものと思われる。

第1章 幕末・維新期の出石

表 10 1871年(明治4)戸長・副戸長一覧 1871年7月22日発令

区	戸長	副戸長		区 域
第1区	池田澹治	寺嶋忠三郎 福富平蔵 福富品蔵	橋本茂平 長谷要蔵	内町・八木・本町・宵田・鉄砲・ 小人・柳・田結庄・河原
第2区	橋本覚次郎	芦田又一郎 尾木義十郎	大橋又十郎 芦田徳蔵	谷山・伊木・材木・東条・入佐・ 魚屋
第3区	河村又三郎	安田又市		馬場・松枝
第4区	岡崎彦左	田辺忠蔵 西村寿気太 中山三郎	瀬藤鉄太郎 井上金衛	宮内・坪井・袴座・口小野
第5区	田辺文次	田中長久郎 宮谷惣衛 渡辺小八郎	中山幸七 水嶋藤左 太田藤五郎	田多地・安良・嶋・福居・伊豆
第6区	平尾源四郎	田中又衛 宇野耕蔵 平尾竹次 関岡宗衛	中西弥太郎 平尾学次郎 関岡惣衛 三宅伊太郎	奥野・三宅・森尾・香住・立石・ 上鉢山・下鉢山
第7区	水嶋六郎	西村茂平 中和岡一郎 野村伊一郎 吉谷六郎次	岡本七衛 野村藤五郎 山下新四郎 太田八郎	片間・三木・大谷・丸谷・中谷・ 森井・尾崎・鳥居
第8区	千野保三郎	川崎六郎 竹村友三郎 岡谷徳左 川崎九十郎	簀谷重衛 簀谷彦左 松田惣十郎	水上・長砂・細見・荒木・福見・ 暮坂
第9区	清水耕一郎	横山敏太郎 小仲富次郎	川見健次郎 川見武平	奥山・上村・中村・下村・鍛冶屋
第10区	国村郡治	国村三郎治 八見八治郎 中嶋金治 山本元三郎	岸本義平 関周平 井上又次郎	上野・桐野・日野辺・寺坂・水 石・畑

注 町名変更

谷山町は、裏殿町・揚枝谷・新屋敷・新町・釜山・八坂を総称する。

入佐町は、岩鼻を改称した町名。

銚物師町は廢し、宵田町へ編入。

寺町・出町は、東条町(もと宗鏡寺町)へ編入。

七軒町は、松枝町(もと小御料庄町)へ編入。

